

# 告 示

埼玉県告示第千百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西所沢ショッピングセンター

埼玉県所沢市西所沢一丁目二番二十二号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗面積の拡大に伴う騒音等により、周辺環境を悪化させないよう十分配慮してください。

## 二 縦覧期間

平成二十五年八月六日から平成二十五年九月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター